

福津市地区巡回型介護予防健診業務仕様書

1 業務名称

福津市地区巡回型介護予防健診業務

2 適用範囲

本仕様書は、福津市（以下「発注者」という。）が、委託する「福津市地区巡回型介護予防健診業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

3 業務期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日

4 業務概要

（1）目的

本業務をととして介護予防に関する知識の普及啓発を図ると共に、介護予防活動による支援が必要な高齢者を把握し適切なサービスに結びつけることを目的とする。

（2）事業実施体制等

- ① 介護予防の効果的な事業実施が可能な体制を整えること。
- ② 事業の目的や当日の流れを参加者に説明できる体制を整えること。
- ③ 毎回の事業において、プログラムに合わせて適切な専門資格を有する職員を担当させること。
- ④ 毎回の事業において、受注者のみで本業務を行うことができる体制をとること。
ただし参加人数が30人を超える場合は、市とあらかじめ協議し応援体制等の整備をすること。
- ⑤ 事業の実施に必要な資料及び道具の準備は、受注者が行うこと。
- ⑥ 受注者は、事業を担当する職員に対し、本事業に関する事前研修を実施、介護予防に資する研修を積極的に受講させるものとし、本事業が、参加者の自立した日常生活を支援するためのものであるとの認識のもと、職員相互が常に情報共有し、効果的な事業実施に努めるものとする。
- ⑦ 事業コーディネーターとして、発注者との連絡調整（健診スケジュール・参加者データの管理、実務担当者の調整等）に1名を設定すること。
- ⑧ 安全管理が十分に行える体制をとること。

（3）事業対象団体ならびに対象者

当事業への申し込みは下記対象者を含む団体を基本の単位とし、1団体5名以上～20名程度を目安とする。ただし、アウトリーチで実施する場合は個人での申し込みを基本とし定員は5名～20名程度を目安とする。

当事業の対象者は、介護保険法（平成9年法律123号）第9条第1号に規定する被保険者のうち、市内に居住するものとする。但し、65歳未満の参加希望があった場合は、

発注者と協議のうえ、当事業への参加を決定する。

(4) 実施場所等

当事業の実施場所は発注者が指定する福津市内の公民館等とする。

(5) 実施回数等

- ① 年間24団体、また個人を対象に市内商業店舗等でのアウトリーチを2回実施することを原則とし、参加見込み人数は520人とするが、実施により差異が生じた際は、発注者及び受注者双方協議のうえ、回数の決定をする。
- ② 1回の事業実施にかかる時間は2時間を目安とする。

(6) 事業内容等

【地区巡回型】

- ① 個人の特定に必要な情報の聴取ならびに参加者の体調確認
事業実施にあたり、参加者の個人が特定できる情報(氏名、生年月日等)と併せて連絡先電話番号を聴取すること。また事業の開始前に参加者の体調を確認し安全に事業を実施できる体制を整えること。
- ② 高齢者への質問が追加された基本チェックリストの実施及び結果用紙出力と説明
参加者に対し、健康状態不明者を判定する項目(高齢者への質問)及び難聴に関する項目が追加された基本チェックリストを実施し、健康状態不明者を抽出したうえで、結果用紙を全員に配布する。受注業者は、抽出した健康状態不明者に、発注者が作成したパンフレット等を渡し健診の受診勧奨を行う。なお、健診の受診勧奨をした対象者には、地区巡回の健診後1か月を目途に、病院受診を行ったかの後追い確認を電話で行うこと。また、各設問におけるリスクや予防手段等について参加者全員に対し説明し、介護予防の普及啓発を行う。基本チェックリストの結果、介護予防・生活支援サービス事業利用の必要性が高いと考えられる参加者については、個別に介護予防事業等への参加推奨、必要に応じて市地域包括支援センターや医療等の関係機関に連携等を行う。
- ③ 体力等の測定及び結果用紙出力と説明
参加者に対し、体力等の測定(身長・体重・握力・開眼片足立ち時間・Timed Up & Go Test)を介護予防マニュアル(第4版)、測定マニュアルに沿って実施し、結果用紙を配付する。測定項目ごとの標準値やリスク、維持または向上するための手段等について参加者全員に対し説明し、介護予防の普及啓発を行う。体力等の測定の結果、要介護やフレイルのリスクが高いと考えられる参加者については、個別に介護予防につながる体操等の紹介や健康増進室利用等を勧奨する。なお、測定項目を追加することは妨げない。
- ④ 認知機能検査及び結果用紙出力と説明
参加者に対し、原則として認知機能検査「MoCA-J (Japanese version of MoCA)」を実施し、結果用紙を配布する。認知症のリスクや予防手段、認知機能の維持等について参加者全員に対し説明し、認知症予防の普及啓発を行う。「MoCA-J」の

結果、軽度認知症のリスクが高いと考えられる参加者については、個別に介護予防事業等への参加勧奨、必要に応じて市地域包括支援センターへの連携等を行う。

⑤ 介護予防講話及び実技指導

参加者に対し、市全域の介護における現状や地域の特性などを捉えた第10期高齢者福祉計画の内容を含めた、介護予防や認知症予防に関する講話及び実技指導を行うとともに、日常生活において、転倒しないためのポイントや日常生活における動作がしやすくなるための取り組みなどを講話すること。

⑥ 講話及び実技指導は参加者が継続して介護予防に取り組める内容であること。

本業務を通して、受講者が自宅等でも実践できる内容を主とし、受講後も継続して介護予防に取り組める工夫があること。また、講話については、受講後に復習ができる資料を準備すること。また、参加者の希望者へ福岡健康ポイントを付与すること。

⑦ 参加者の年齢、基本チェックリスト、体力測定及び、認知機能検査の結果を、検診中に市が指定するデータに入力し、事業対象者を抽出し、事業対象者から現在の状況等について聴取し福津市地域包括支援センター等へのつなぎを見越した声掛けを行うこと。聴取内容は、測定実施から翌々営業日までに市へ提出すること。

⑧ 市が依頼する実施調査票等の作成に協力すること。

【アウトリーチ型】

① 会場の確保、連絡調整

会場は、福津市内の集客が見込める商業施設とし、発注者と協議しながら実施場所の調査、選定、日程調整を行う。会場確保にあたり、発注者が当該施設管理者に依頼した方が円滑に遂行できると見込まれる場合は、これによることができるものとする。ただし、その場合でも、会場確保後の連絡調整や会場設営等は受注者が行うものとする。

② 申込方法及び、個人の特定に必要な情報の聴取

事業実施にあたり、参加者の募集は事前予約制とする。申し込み先は受注先とし、その際に個人が特定できる情報(氏名、生年月日等)と併せて連絡先電話番号を聴取すること。又、実施に際し想定数の参加者が見込めない場合、当日呼び込みを行うなどの参加者確保に努めること。

③ 参加者の体調確認

事業実施当日は、受付の際に参加者の体調を確認し安全に事業を実施できる体制を整えること。

④ 高齢者への質問が追加された基本チェックリストの実施及び結果用紙出力と説明
参加者に対し、健康状態不明者を判定する項目(高齢者への質問)及び難聴に関する項目が追加された基本チェックリストを実施し、健康状態不明者を抽出したうえで、結果用紙を全員に配布する。受注業者は、抽出した健康状態不明者に、発注者が作成したパンフレット等を渡し健診の受診勧奨を行う。なお、健診の受診勧奨をした

対象者には、地区巡回の健診後 1 か月を目途に、病院受診を行ったかの後追い確認を電話で行うこと。また、各設問におけるリスクや予防手段等について参加者全員に対し説明し、介護予防の普及啓発を行う。基本チェックリストの結果、介護予防・生活支援サービス事業利用の必要性が高いと考えられる参加者については、個別に介護予防事業等への参加推奨、必要に応じて市地域包括支援センターや医療等の関係機関に連携等を行う。

⑤ 体力等の測定及び結果用紙出力と説明

参加者に対し、体力等の測定（身長・体重・握力・開眼片足立ち時間・Timed Up & Go Test）を介護予防マニュアル(第 4 版)、測定マニュアルに沿って実施し、結果用紙を配付する。測定項目ごとの標準値やリスク、維持または向上するための手段等について参加者全員に対し説明し、介護予防の普及啓発を行う。体力等の測定の結果、要介護やフレイルのリスクが高いと考えられる参加者については、個別に介護予防につながる体操等の紹介や健康増進室利用等を勧奨する。なお、測定項目を追加することは妨げない。

⑥ 認知機能検査及び結果用紙出力と説明

参加者に対し、原則として認知機能検査「MoCA-J（Japanese version of MoCA）」を実施し、結果用紙を配布する。認知症のリスクや予防手段、認知機能の維持等について参加者全員に対し説明し、認知症予防の普及啓発を行う。「MoCA-J」の結果、軽度認知症のリスクが高いと考えられる参加者については、個別に介護予防事業等への参加勧奨、必要に応じて市地域包括支援センターや医療等の関係機関に連携等を行う。

⑦ 介護予防講話及び実技指導

参加者に対し、市全域の介護における現状や地域の特性などを捉えた第 10 期高齢者福祉計画の内容を含めた、介護予防や認知症予防に関する講話及び実技指導を行うとともに、社会参加を促すため、通いの場等の勧奨もあわせて行う。

⑧ 講話及び実技指導は参加者が継続して介護予防に取り組める内容であること。

本業務を通して、受講者が自宅等でも実践できる内容を主とし、受講後も継続して介護予防に取り組める工夫があること。また、講話については、受講後に復習ができる資料を準備すること。

⑨ 参加者の年齢、基本チェックリスト、体力測定及び、認知機能検査の結果を、検診中に市が指定するデータに入力し、事業対象者を抽出し、事業対象者から現在の状況等について聴取し福津市地域包括支援センター等へのつなぎを見越した声掛けを行うこと。聴取内容は、測定実施から翌々営業日までに市へ提出すること。

⑩ 広報

イベントの広報は、市の情報媒体（広報誌や、公式ホームページ、公式 LINE）を活用して実施することとするが、必要に応じて受注者はチラシ製作等に協力し、できるだけ多くの市民に健診に参加してもらうよう努めること。

⑪ 費用

アウトリーチにかかる一切の費用は委託料に含めること。

(7) 事業の流れ

- ① 発注者は、申込団体と会場や対象者についての調整を行い、受注者と日程調整等を行う。
- ② 本事業の実施にあたって必要な準備、受付、撤去等作業は、発注者が指定する施設の責任者と協議の上、受注者が実施すること。
- ③ 受注者は健診終了後 7 日以内に、発注者に参加者に関するデータを提出すること。

(8) 職員の配置等

受注者は、本事業の実施にあたり、次のいずれかの資格を有する職員を 2 名以上配置し、受注者のみで本業務を行うことができる体制をとること。ただし、運動に関する資格を有する職員(作業療法士・理学療法士・健康運動指導士・健康運動実践指導者)を 1 名以上配置すること。

医師、保健師、看護師、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、介護福祉士、健康運動指導士、健康運動実践指導者

(9) 参加費

参加費は、無料とすること。

(10) 周知方法

申込増につながる情報提供、情報発信を行うこと。ただし、受注者は発注者の了承を得ること。情報提供、情報発信の手段としては、これまでに申請した団体への連絡、チラシの配布や設置、サロン、福祉会等への案内周知が考えられる。

5 記録の作成等

(1) 事業計画に関する資料

検査項目や判定基準を含んだ事業実施計画書を作成し、本業務の 10 日前までに発注者へ提出し承認を得ること。

(2) 事業実績に関する資料

各事業終了後、7 日以内に次のア、イの資料を発注者へ提出すること。また、年間の事業がすべて終了してから 30 日以内、又は 3 月末のいずれか早い日までに、残りの資料(ウとエ)を②の方法にて発注者に提出すること。

① 提出物

ア 事業参加者リスト及び参加者毎の基本チェックリスト、健診結果一覧

イ 事業対象者に該当する事業参加者の一覧

ウ アンケート (コピー可)

エ 事業実績報告書 (プログラムの概要、実施場所、実施回数、実施期間、参加実人数、参加延べ人数、昨年度測定した人で認知または身体の機能が維持・改善した人の割合、実施団体ごとの年度別データ、実務担当者名、事業の評価結果、アンケート集計結果、総評、考察、課題等がまとめられたもの)

② 提出方法

次のア、イを提出すること。

ア データ

実施団体の経年変化がわかるよう、団体ごとに事業年度等の区分で、見易くフォルダ管理したものを、発注者と事前に取り決めた2重のパスワードを設定し、USBまたは電子媒体にて作成すること。提出方法については別途協議のうえ決定する。

イ 紙媒体

個人ごとの結果ならびに参加者全体の状況をまとめた資料を添付する等分かりやすく作成すること。

6 事業の評価

評価の実施にあたっては、その結果を十分に分析するとともに、本事業の課題や改善策についても検討し、発注者に対して具体的な提案を行うこと。

7 安全管理等

- ① 事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備すること。
- ② プログラム実施にあたり必要な傷害保険に加入し、その証券の写しを契約時に発注者に提出すること。
- ③ 事業各会場において、AEDの設置場所、使用方法を確認しておき、適切に使用できる体制を整えておくこと。
- ④ 万一事故が発生した場合は、速やかに必要な措置をとり、発注者に報告すること（報告書様式は任意）。
- ⑤ 参加者の身体状態に気を配り、適切な実施に努め、安全管理を徹底すること。

8 損害の補償

事業の実施にあたり、参加者及び第三者等へ損害を与えた場合は、受注者の負担とする。

9 その他

- (1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法令等に則り適切に管理すること。
- (2) 受注者は、この仕様書に基づき、常に発注者と連絡を取り、その指示に従うこと。
本仕様書に定める業務の内容および処理について疑義が生じた場合や、本仕様書に定めがない事項については、別途協議の上、決定するものとする。
- (3) 市が実施する介護予防、健康づくり事業等に協力すること。

- (4) 事業開始前に、従事者名簿、資格証の写し、傷害保険証券の写し、安全マニュアル、参加者配布資料、事業計画書を発注者に提出すること。
- (5) 委託業務に係る業務年間完了報告を毎年度、業務完了後30日以内又は3月末のいずれか早い日までに提出すること。
- (6) 発注者は、業務完了報告を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行い、検査に合格したときは、受注者は業務委託料の支払いを請求するものとする。
- (7) 実施した事業の報告内容の記録について、事業終了後5年間は保管しておくこと。
- (8) この契約の実施にあたり、特段の事情により、実施回数等の変更、または、参加者の大幅な減少等の事態が生じたときは、発注者及び受注者双方協議の上、解決するものとする。
- (9) 本事業で作製した成果物についての権利は発注者に帰属する。